

## 岡山行政評価事務所の改善意見に対する中国四国地方環境事務所の回答

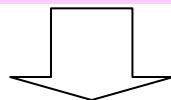
国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業等の実施に関する行政評価・監視  
～瀬戸内海国立公園を中心として～

岡山行政評価事務所が実施した標記調査結果に基づく改善意見(平成18年12月14日)に対し、中国四国地方環境事務所から改善を図る旨の回答(平成19年1月31日)を受けました。改善意見及び回答の要旨は以下のとおりです。

### 通知事項① グリーンワーカー事業の地元自治体、NPO等への周知・要望把握等

地元自治体、NPO等の要望に基づいた効果的なグリーンワーカー事業の実施を図るため

- グリーンワーカー事業の趣旨・目的、具体的実施例、効果的な実施手順等の情報を地元自治体、NPO等へ提供すること
- 地域独自の情報を事務所ホームページに掲載する等により、さらに情報提供の充実を図ること
- 情報提供を十分図り、地元自治体、NPO等からのグリーンワーカー事業に対する要望等を把握すること
- 自然保護官事務所として事業選定過程等の情報を記録し、計画的な事業実施の検討材料として活用すること



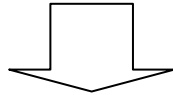
### 回答要旨

- 地元自治体等の事業実施の要望把握のために、業務打ち合わせ会議等で地元自治体等と接する際に、一層グリーンワーカー事業の紹介に努める。
- グリーンワーカー事業について、平成18年度末までに本省ホームページにおいて掲載予定であり、その内容を踏まえ、当事務所ホームページでも19年度内を目処に具体的事例の紹介や募集について掲載する。
- 上記により周知を図ったうえで、次年度要望に対する本省照会（2月上旬頃）を受けて、毎年2月中旬頃に、地元自治体等に対し、文書等により事業要望調査を実施する。
- 地元自治体等からの要望等を一覧表に整理し、計画的に事業を実施していく。

## 通知事項② 展望地再生事業等の計画的な実施

多島海景観の眺望を確保するため

- 環境事務所等ではグリーンワーカー事業を活用した展望地再生事業等に取り組んでいるが、眺望が確保されていない展望地について、地元自治体、NPO等と協議・検討のうえ、なお一層の計画的な実施を図ること
- 展望地現況調査の対象となっていない箇所について、展望地としての妥当性を検討のうえ、展望地カルテに加えること



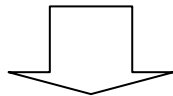
### 回答要旨

- 眺望が確保されていない展望地について、展望地カルテの公表の際に、文書等により地元自治体やNPO等と協議・検討を行い、計画的に事業を実施していく。
- 展望地カルテ公表前に、展望地現況調査の対象となっていない展望地（視点場）についての現地調査を実施し、展望地としての妥当性を検討の上、必要に応じて、展望地カルテに加える。

## 通知事項③ 展望地再生事業等と周辺環境整備等との一体的な実施

展望地再生事業等と周辺環境の整備の一体的な実施を図るため

- グリーンワーカー事業を活用した展望地再生事業等の実施に当たっては、公園施設管理者と連携を図り、展望地周辺に設置された公園施設の一体的な整備の実施について、協力を要請すること
- 過去に展望地再生事業等を実施した箇所についても、同様に公園施設の整備を図るよう協力を要請すること



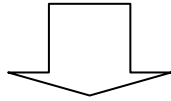
### 回答要旨

- 個別のグリーンワーカー事業の実施にあたっての現地調査や打合せ会議の際に、事業実施箇所の公園施設についても利用上等の問題がある場合は、公園施設管理者に対し、改善を指導または要請していく。
- 過去に実施した箇所については、18年度末までに文書により協力を要請する。

## 通知事項④ グリーンワーカー事業の継続的効果の確保

グリーンワーカー事業実施による継続的効果のより一層の確保を図るため

- グリーンワーカー事業（継続中のものを含む）の実施にあたっては、地域で活動している団体等の一層の把握に努め、その積極的な参画を図ること
- グリーンワーカー事業の実施結果については、実施内容や地元自治体、NPO等の参加状況等、事業の全体像や効果を記録し、今後の事業実施に活用すること



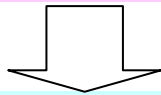
### 回答要旨

- グリーンワーカー事業の実施にあたって、地域で活動している団体等の情報を地方自治体へ要望調査(通知事項①回答参照)する際に同時に収集し、パンフレット配布等によりグリーンワーカー事業の周知を図り、ボランティア参加を呼びかける等その積極的な参画を呼びかけていく。
- 事業実施報告書（本省報告）の中に、地元自治体、NPO等の参加状況等、事業の全体像や効果について分かるように記載するよう、平成18年度末に様式を提示して各自然保護官を指導する。

## 通知事項⑤ 事務処理の適正化

適正な事務処理の確保を図るため

- 旧山陽四国地区自然保護事務所におけるグリーンワーカー事業実施に伴う会計事務処理が適切に処理されていない事例がみられるので、今後はより一層会計事務手続き等の適正な処理を行うこと
- 請負業者に対し、業務計画書や業務実施報告書の提出について適切な指示を行うこと



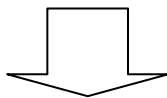
### 回答要旨

- 平成18年度事業から、事務所内の連携を図り、適切な会計事務処理に努めているが、平成19年度は、より一層の連携を図り、適正な契約価格の検証、仕様書に明確な実施場所を記載すること等、決裁時に相互に確認することにより、適正な会計事務処理の徹底を図る。
- 平成18年度事業から、契約時の仕様書で提出を求めている業務計画書及び業務実績報告書を適切に提出するよう、請負事業者に対し指導を行っている。

## 通知事項⑥ 公園施設等の適切な維持管理

公園利用者の安全の確保等を図るため

- 安全面で問題がある公園施設等について、その管理者等に対し、早急に必要な措置を講じるよう要請すること
- 公園の利用上の支障等がある公園施設等について、その管理者等に対し、重要度・優先度に応じ必要な措置を講じるよう、要請すること
- 道路管理者、地元自治体等が設置した案内標識のうち、瀬戸内海国立公園へ誘導するものについて、国立公園であることを明示する等の協力を要請すること。また、「瀬戸内海国立公園」であることを示す統一的なシンボルマークの活用について検討すること



## 回答要旨

- 安全面、利用面等で問題がある公園事業施設については、事業執行者・管理者に対し、平成18年度末までに必要な対応をとるよう文書により指導する。
- 瀬戸内海国立公園に係る案内標識については、管理者等に対して、国立公園の明示を検討するよう、展望地カルテの公表の際に働きかける。また、建て替え等の申請があった際には、個別に協力を要請する。
- 瀬戸内海国立公園であることを示す統一的なシンボルマークについても、展望地カルテ公表の際にその活用を図るよう働きかける。